

小山町告示第174号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、菅沼地域優良賃貸住宅整備事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和6年11月28日

小山町長 込山 正秀

P F I 事業として実施することの客観的評価の結果

(1) コスト算出による定量的評価の結果

本事業について、町が直接事業を実施する場合の公費負担額と P F I 事業で実施する場合の公共負担額を比較すると、P F I 事業で実施する場合は、町が直接実施する場合に比べて 7.0%の V F Mの向上が見込まれる結果となった。

(2) P F I 事業として実施することの定性的評価の結果

従来型の契約方式とした場合、短期的に町の予算に初期投資費用を計上することとなるのに対し、P F I 事業として実施した場合、サービス対価として毎年均等額を支払うことから財政支出の平準化が図られる。

性能発注により、事業者の経営能力及び技術能力が十分に発揮され、効果的かつ効率的に本事業が実施されることが期待される。また、子育てを楽しめる快適な住まい環境の創出、定住促進、周辺地区の活性化やコミュニティの醸成が図られ、サービス水準の向上が期待できる。

町と事業者とが明確なリスク分担を行うことにより、本事業期間内に渡り円滑かつ効果的にリスクに対する対応力を高めることができる。

(3) 総合的評価

以上のことから、本事業については、P F I 事業として実施することにより、定量的評価及び定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。また、民間のノウハウ、質の高いサービスを提供する民間事業者を選択できる可能性が高まるため本事業を P F I 事業として実施することが適当であると認め、P F I 法第 7 条に規定する特定事業として選定する。

